

平成24年9月定例会 一般質問 三好議員 答弁実録

1 地方分権改革の推進について

(1) 国の義務付けや枠付けの見直しに伴う条例制定過程の透明性の確保等について

(問)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第1次、第2次一括法による条例施行が、原則、本年4月から開始された。

これら一括法への対応で最も大切なことは、条例制定の過程を透明化し、県民に対して分かりやすく伝えることである。

この一括法による条例制定の本当の意義を県民に実感してもらえるかという点は、県政運営上、極めて大切なポイントであり、まさに知事の腕の見せ所ではないかとも考える。

執行部として、これまで条例制定の作業段階において、どのような検討を行った上で、その基準が本県にふさわしいものであると判断したのか、また、今後、県民に対し、条例制定の趣旨や過程等について、どう周知を図って行くのか、知事に伺う。

(答)

義務付け・枠付けの見直しにつきましては、これまで国が一律に決定して、自治体が義務付けられてきた基準等を自治体が条例の制定等により自ら決定して、実施するように改めるものでありまして、地方の自主性の強化、自由度の拡大が図られるなど、地域の実情に応じた行政運営に資するものと考えております。

今回の第1次及び第2次一括法による見直しにおきましては、自治体が異なる内容を定めることを許容しないいわゆる「従うべき基準」が依然多くありまして、未だ不十分な改革に留まっていると考えておりますが、一方で、義務付け・枠付けの見直しによりまして、地方自治体の条例制定権が拡大した成果を実効あるものとするためには、地域の実情を踏まえた、地域にとって、最も相応しい基準を定めていくことが必要でございます。

そのため、本県では、条例における基準につきまして、まず所管部局において、本県の地域事情等を勘案した基準のあり方を検討するとともに、個別の条例ごとに必要に応じまして

- ・ 関係団体からの意見聴取や
- ・ 事務・権限に関して、専門性のある学識経験者や関係団体等で構成いたします審議会などからの意見を頂いてそれを反映していく、
- ・ また、パブリックコメントなどを実施して、

可能な限り、専門的見地の確保や内容の客観性、さらには公平性を重視しながら制定すべき基準の検討を行って参りました。

具体的な例としては、社会福祉審議会の意見等を踏まえて検討しました結果、保育所における0歳、1歳児の乳児室の一人当たりの面積を本県独自に1.65平方メートル以上から3.3平方メートル以上に引き上げて安全安心な子育ての環境の充実を図ったところでございます。

今後とも、条例で制定する基準につきましては、本県の地域事情に則した適正なものとなるように、様々なかたちでご意見を伺いながら検討するとともに、定めた基準の内容と、その考え方などについて、県のホームページを含め、県民の皆様への周知を図って参りたいと考えております。

(2) 一括法による条例制定及び運用に係る県と市町の連携等について

(問)

この一括法の施行で、市町も同じく「自らのルールを自らつくる権限」を持ったが、一方で、市町や住民にとって、県の存在意義が更に薄らいでいくことにもつながりかねない。

こうした中、今後、広域行政を担う県の役割を十分に生かし、一括法による条例の策定やその運用に際しても、市町との連携を更に深めることはもちろんのこと、各市町間の連絡調整についても、一層積極的に取り組んでいく必要があると考える。

一括法の趣旨を最大限に活かして、地方分権改革を効果的に推進するために、条例の制定や運用について、県と市町との連携、あるいは、市町間の連携をどう図ってきたのか、また、今後、それらの連携をどう図っていくかと考えているのか、知事に伺う。

(答)

いわゆる第1次、第2次一括法の制定によりまして、市町におきましても、これまで国が全国一律に定めてきた公営住宅や道路などの設置・管理の基準等について、条例制定権の拡大が図られております。

市町における条例制定につきましては、公営住宅の入居基準や道路の幅員について、市町の裁量による設定が可能となるなど、市町の自主性を強化して、地域の実情を踏まえながら、自らの責任で行政を実施するということが、この法整備の趣旨でございます。

こうした趣旨を活かしまして、条例の検討が行われるように、県としても、これまで、国の制度改革についての説明会を行うとともに、新たな制定や見直しを行う県条例の内容についても、情報提供を行ってきたところであります。

また、県と市町の担当部局同士での連携・調整や、市町の担当者を対象といたしました条例制定に当たっての研修の実施などの支援を行ってきたところでございます。

多くの市町では、今年度中に施行が必要なものについて、12月議会以降に条例制定が予定をされておりますけれども、条例の制定に当たりましては、法改正の趣旨や地域の実情を踏まえた内容の条例となるように、今後とも適切な助言を行って参りたいと考えております。

2 「環境観光モデル都市づくり推進特区」構想の推進について

(1) 「環境観光モデル都市づくり推進特区」指定後の県の取組と成果について

(問)

昨年12月、国から総合特別区域として指定を受けた、福山市を中心とするこの特区構想については、現在は、市販の電気自動車を導入した充電給電を実証し、各施設の電力需給バランスやCO2削減効果の検証などを行っており、今後は、国の補助金等も活用しながら、その規模を更に拡大していく計画であると聞いている。

県は、総合特区計画プロジェクト・チームを中心に支援を行っているが、現場からは技術開発に関して費用面での補助が少ないなどといった声も聞いている。

まずは、国の指定後のこの特区構想に対する県の取組とその成果について、知事に伺う。

(答)

昨年12月の特区指定の後、特区構想の計画的な推進を図るために、国に対しまして、財政上の支援措置や規制の特例措置等について提案をして、協議を進めて参りました。

その結果、構想の中核的な取組でございます工場と家庭が一体となった効率的なエネルギーマネジメントシステムを構築する実証事業につきまして、23年度に引き続き、24年度も経済産業省の補助事業の採択を受けたところでございます。

また、実証事業の実施に当たって、電気自動車から住宅への給電や船舶から陸上へ給電する場合の基準につきまして、国と協議を行って、規制の面からも了解を得たところであります。

更に、今後、事業展開を加速していく上で、事業者が低利で資金借入れが行えるように、国が金融機関に対して支援をする利子補給金制度の活用についても、先般、国から認定を受けたところでございます。

県といたしましても、今年度、当初予算において、特区事業を推進するため、実証事業に対する補助制度を設けるとともに、来年度以降の取組につながるように、実証事業の成果や課題を取りまとめるなど、県自ら検証することとしております。

引き続き、工場と家庭が一体となった効率的なエネルギーマネジメントシステムの構築や環境をテーマとした観光の振興を図るため、総合特区事業の一層の推進を図って参りたいと考えております。

(2) 特区構想のPR活動の取組について

(問)

この特区構想の特徴は、環境エネルギー技術をテーマとした環境観光による集客ビジネスを展開し、地域の活性化を図ろうとする点であり、旅行会社等と連携した、県内や県外に対するPR活動が大変重要になってくるが、旅行会社のみでのPRでは自ずと限界が生じる。

このため、例えば、県が積極的に他県から修学旅行を誘致することや、「瀬戸内 海の道構想」推進の1つの目玉として、県独自のPRを行うことが重要であるとする。実際に、これまでに迎え入れた修学旅行は、京都の中学生が1団体のみと聞いており、今後、県においても、積極的にPR活動を行っていく必要があると考えるが、所見を伺う。

(答)

この特区構想のねらいの一つであります環境をテーマとした観光を推進するためには、幅広いPR活動が重要であると考えております。

このため、特区推進協議会のメンバーであります旅行業者、観光事業者、福山市、尾道市、県などが連携しまして、旅行商品の造成とともに、旅行業者やマスコミ向けの視察ツアーなどを実施しているところでございます。

また、本年5月に、国内外の次世代エネルギー技術などを集めて東京で開催された「スマートグリッド展」へ関係事業者とともに出展し、特区のPRに取り組んだところでございます。

一方で、この特区構想を推進するためには、環境観光のコンテンツを更に充実させていくことが不可欠であると考えております。

このため、現在、常石地区と隣接する「びんごエコタウン」内の環境技術を有する企業に、ヒアリング調査を実施しているところでございます。

今後、福山、尾道地区を中心に、環境をテーマとした産業観光資源の掘り起こしと、拡充に努めるとともに、民間事業者の方々とも連携しまして、効果的な情報発信に取り組み、特区構想の推進を図って参ります。

(3) 特区構想推進のためのインフラ整備について

(問)

この特区構想のもう1つの特徴は、電気自動車を利用した電力の充電・給電システムを構築する点である。将来的には、電動三輪車や電動自転車などを導入し、軀地区をはじめ福山市周辺の観光スポットへの移動手段とする構想もあると聞いているが、そのためには、充電ステーションの整備が不可欠である。

県庁内へ充電ステーションを設置する取組は既に始まっているが、機運の一層の高まりを図るため、また、今後の特区構想の更なる推進を図る観点からも、福山地域をはじめ、観光地などに充電ステーションを整備してはどうかと考えるが、所見を伺う。

(答)

現在、昼間に太陽光発電で電気自動車に充電し、夜間に住宅の電源として使用する実証実験に着手し、今年度は、電気自動車で、住宅10世帯への給電を行い、その有効性や課題を検証することとしております。

この構想を進めていくためには、電気自動車の普及へ向けたインフラ整備が重要な課題でございますけれども、まず、実証実験による効果と課題を検証する必要があると考えており、その上で、特区としての今後の展開の方向性と併せて、検討を行って参りたいと考えております。

(4) 特区構想に対する今後の支援と福山市との連携について

(問)

この特区構想はいまだ実証実験中の段階であり、モデルケースから確かなシステムへと完成させるためには、更なる支援が必要であると考えます。

今後、県として、環境観光モデル都市づくり推進特区構想をどのような位置付けとして捉え、支援していこうと考えているのか、福山市との連携という観点も踏まえて、知事に伺う。

(答)

この特区構想が、地域の活性化の起爆剤のひとつとなって、あわせて特区で実証したモデルが、県内をはじめとした、他の地域へ普及していくことを目指して、しっかりと構想の推進に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

このため、構想の中核的な取組であります環境エネルギー技術実証については、引き続き、国へ財政支援措置や必要な規制緩和措置を求めるとともに、県としても支援策を講じながら、事業の本格化と普及を図って参りたいと考えております。

また、観光振興でございますけれども、周辺地域の企業と連携して、産業観光資源の掘り起こしや造成に努めるとともに、規制の特例措置を活用して、例えば、他地域では走行できない小型エコモビリティの導入を図るなど、魅力ある観光地づくりに取り組んで参ります。

この特区の推進に当たっては、地元の福山市においても、事業推進のための協議会にご参加いただいております。今後とも、環境エネルギー技術実証の取組や魅力ある観光地づくりに向けて、協議を行いながら、一層の連携を図って参りたいと考えております。

3 観光振興の観点からの県内の宿泊施設に対する支援について

(問)

本年5月に福山市内で発生したホテル火災事故後、福山地区のホテルや旅館では、利用者が激減したため、経営者で組織する「福山ホテル旅館組合」では、組合としても独自の取組を進めることを決め、福山市当局からの査察に対する協力は言うまでもなく、自主点検の強化や、これに伴う安全設備の再整備、数々の安全研修会の実施など、まさに全精力を注いで対応されてきたと聞いている。

一方で、長引く景気低迷の中、経営が大変厳しいため、不備を修繕するか、廃業するかを選択を迫られる事業主もおられる。県の一般的な融資制度はあるものの、観光振興という観点からも、何がしかの支援を考えていく必要もあるのではないかと考える。

観光客の安全と安心の確保は、ホスピタリティ、いわゆる「おもてなしの心」のベースをなすものと考えており、県内の宿泊施設が行う安全設備の整備に対する支援について、要望する。

また、一方で、現在、非常に厳しい環境にある本県の宿泊施設には、宿泊者の満足度を上げる取組が、なお一層、求められるが、観光振興の観点から、県は、ホスピタリティの向上という面で、どう支援していくのか、伺う。

(答)

観光地「ひろしまブランド」の構築へ向け、昨年度から3カ年の集中的な大型観光キャンペーンを展開しているところでございます。

こうした中、広島県を訪れる多くの観光客の皆様は、「広島に来てよかった」、「また広島に行ってみたい」という気持ちを持っていただくことが大切であることから、ホスピタリティの向上、いわゆる「おもてなし」の充実が大変重要であると認識をいたしております。

とりわけ、観光客の皆様にとりましては、訪問先で直接触れ合う観光事業者の印象が、県全体の観光地としての評価に繋がりがねないことから、昨年度、初めて、県内3地域におきまして、宿泊事業者等を対象に、「おもてなし」の意識を高めるための研修を実施したところでございます。

更に、今年度は、宿泊施設の管理者等を対象に、回数を増やすとともに、より実践的な研修を実施しているところでございます。

こうした取組を含めまして、市町や観光事業者等と一体となったホスピタリティの向上に向けた取組を重点的に進めることにより、宿泊者の満足度を高め、リピーターや新たな観光客・宿泊客の増加を図って参ります。

4 指定管理者制度における労働条件審査制度の導入について

(問)

大変厳しい財政状況の下、国や地方公共団体が発注する公共工事や指定管理者制度等において、低価格・低単価での契約が増え、その結果、不安定雇用を助長しているとの指摘がある。

東京都板橋区においては、指定管理者制度導入施設の効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者の安全対策などについて、客観的に評価検証を行っており、財務状況や労働条件の点検を外部の専門家に委託している。中でも労働条件は、社会保険労務士の資格を有する者に点検させている。

特に、労働条件の審査については、社会保険等に関する法令の審査に加え、労務管理の視点から働きやすい職場づくりに必要な措置を事業者へ報告することなどにより、事業の生産性と、提供されるサービスの質の向上を図る、という面も期待できるものとする。

我が県でも、指定管理者制度の導入施設に対して、県民サービスを向上させる観点からも、社会保険等の法令の遵守など労働条件に係る審査制度を導入してはどうかと考えるが、所見を伺う。

(答)

指定管理者におきまして、施設の適切な管理運営のためにも、労働基準法など関係法令を遵守することは当然のことであると認識しております。

法令等の遵守につきましては、募集要項や協定等により、指定管理者に求めているところであり、それらに反する場合などにおいては、業務改善指導等を行うこととしております。

指定管理者における適正な人員配置や労務管理は、安全で適切な施設管理を維持する上で、重要な要素であると考えており、定例の協議や現地調査などにおいて、状況を確認するなど適切に対応して参ります。

また、外部専門家による審査につきましては、他団体における導入の成果や費用対効果などの検討を行って参ります。

今後とも、県民サービスの向上を図るため、適宜、指定管理者制度の運用の改善を図るとともに、効果的・効率的な管理運営に努めて参りたいと考えております。

5 保育行政の充実について

(1) 産休や育休から復職する際の保育所への入所予約制度の充実について

(問)

入所予約制度は、保護者にとっては大変安心感があり、女性の就業継続という面で大変有効であるが、保育所側では、職員の増員が必要な場合の人件費の増額分は、全て保育所の負担となっている事例もある。

この制度は、ひろしま未来チャレンジビジョンが目指す「子育てするなら広島県で！」と選ばれる環境を整備するためにも、是非とも全ての市町で実施すべきである。

子育てする場として本県が選ばれるように、全ての市町で、産休・育休から復帰する際の保育所への入所予約制度が導入され、かつ、保育所の負担を軽減するためにも、県が補助制度を創設して支援する必要があると考えるが、所見を伺う。

(答)

産休・育休後の保育所入所予約制度につきましては、利用者にとって保育所の入所の心配がなく、職場復帰がスムーズとなるなどのメリットがあり、現在、福山市や東広島市など9の市町において実施されておりますが、一方、未実施の他の市町においては、

- ・常時、定員に空がある
- ・産休・育休後は、他の入所条件より優先的に入所が可能

などの状況にあると伺っております。

このように、産休・育休後の保育所入所予約制度や子どもの多い世帯の保育料減免など、様々な保育ニーズに対しましては、市町の実情に応じた施策が講じられております。

県といたしましては、これまでも保育所整備により2,653人の定員増を図るとともに、中四国地区で初となる保育士人材バンクを本年7月に開設し、2か月間に19人の保育士を確保するなど、待機児童の解消を図って参りました。

今後とも、県としての施策に加え、市町独自の様々な取組を連携して協力に進めることが、産休・育休後の保育所入所をより円滑にするものと考えております。

(2) 保育所の調理員配置の充実について

(問)

現在の保育所運営費補助における算定では、調理員の配置について定員150人までは2人分、定員151人以上で3人分となっている。離乳食や手づくりのおやつ、アレルギー代替食や体調不良児への献立変更等への対応を考えると、あまりに少ないのではないかという現場の声がある。

来年度、本県では、菓子博や食育推進全国大会が開催される運びとなっており、これを機会に「食育を大切にすの広島県」という方向性を打ち出し、目玉施策の1つとして、保育所の調理員の配置を充実させるなどの取組を積極的に行ってはどうかと考えるが、所見を伺う。

(答)

保育所における給食は、子どもの発育・発達に大きな影響を与えるものであることから、その業務を担っている調理員は重要な役割を担っております。

また、保育所では、国の定めた保育所保育指針に基づき、体調不良、食物アレルギーの有無、障害のある子どもの場合など、一人ひとりの状況に応じた適切な管理指導を行うこととされており、県では、昨年度から、県小児科医会の協力を得て、子どもの食物アレルギーの正しい理解とその対応の習得を目的に、調理員などの保育所職員を対象に研修会を実施しております。

さらに、毎年、県保育連盟連合会の協力を得て実施している調理員に対する研修により、資質の向上に努めております。

今後は、今年度に改定予定の食育推進計画におきましても、乳児期や幼児期における食育の推進に関して盛り込む予定であり、その具体的な実践の一環として、議員御指摘のとおり来年6月の食育推進全国大会で、調理員を中心とした保育所の取組について情報発信する予定であり、こうした取組を通じて、調理員や保育所相互の研鑽についても推進して参ります。

なお、調理員の定数に係る基準につきましては、関係団体とも協議の上、必要に応じて、国に対し提案して参ります。

(3) 民間保育所相談補助員配置事業の継続について

(問)

現在、県では、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、児童虐待の未然防止や早期発見を促進するため、「安心こども基金」を活用した「民間保育所相談補助員配置事業」を実施しており、こうした取組に対して、利用者からも一層の拡充を願う声が寄せられている。

この事業は、本年度で終了予定と聞いているが、児童虐待の未然防止等のためにも、是非とも継続して実施する必要があると考える。今後の方針について、伺う。

(答)

子育て中の保護者の負担軽減を図るため、県では平成22年度から民間保育所において、相談補助員を配置し、相談事業を実施して参りました。

昨年度においては、117箇所の保育所で事業を実施し、1年間に1保育所当たり約120件の相談を受け、今年度は119箇所の保育所が事業を実施しております。

一方、地域ごとに、子育てに関する相談・援助や交流の場の提供、交流促進を行う地域子育て支援センターは、全市町に117箇所設置されており、子育ての不安や孤立感の解消に寄与しております。

こうしたことから、県といたしましては、これら相談事業の成果を検証し、子育て中の負担軽減に繋がるよう、相談体制の強化について、市町や事業者等に働きかけて参ります。

6 難聴児を取り巻く環境の改善について

(1) 難聴学級担当教員の専門性の確保と資質向上について

(問)

難聴学級の担当教員には、高い専門性が求められる。生徒や保護者にとっても、それを望む声が強いが、人事異動方針に基づき、一定の年数が経過すれば、担当教員は異動してしまう。

難聴学級の担当教員については、杓子定規に人事異動方針を適用するのではなく、専門性が必要な教育内容にかんがみ、難聴児教育に関するベテラン教員から未経験教員へのノウハウの伝授の状況も踏まえつつ、一定期間は継続して配置するとともに、計画的な研修等を行い、担当教員の資質向上を図る必要があると考えるが、教育長の所見を伺う。

(答)

教職員の人事につきましては、人事異動方針に則り、全県的な視野に立って、教職員の職能成長という観点も踏まえ、学校状況を十分に勘案し、適材適所の配置に努めているところでございます。

特に、特別な配慮を行う必要のある学校においては、学校の状況や課題等を踏まえ、専門性のある教員を配置できるよう柔軟な人事異動を行っているところでございます。

また、教員の専門性の向上につきましては、特別支援学校の教員が、小・中学校からの相談に応じて、障害のある児童生徒の特性の理解や具体的な支援の工夫等について必要な助言を行うとともに、校内研修の講師を務めております。

今後とも、こうした取組を推進することにより、難聴学級を含めた特別支援学級担当教員の専門性の確保に努めて参ります。

(2) 難聴児に対する補聴器購入費等の助成について

(問)

現在、補聴器は、国の制度により補助が受けられるが、対象者は、身体障害者手帳を持つ方に限定されており、中等度・軽度の方は補助対象となっていない。

こうした中、中等度・軽度の方々に対して、自治体独自の助成を行う動きが広がり、中国5県では、本県だけが補助制度がない状況となっている。

また、補聴器の装用だけでは聞こえにくい場合、「人工内耳手術」が希望の光となるが、こちらは専用電池費用などの維持費が高く、難聴児を抱える家庭の大きな負担となっている。

難聴児のみに特化して支援する難しさも理解するが、少なくとも、近隣の県にできて、我が県でできないものについては、早急に改善すべきと考える。

中等度・軽度の難聴児が、言語を習得し、聞こえが確保され、コミュニケーションが図られ、教育を十分に受けられるよう、市町とも連携して、補聴器購入や人工内耳に対する助成制度の創設を強く求めるが、所見を伺う。

(答)

障害児に対する補聴器購入費の助成につきましては、身体障害者手帳を有する場合は、補装具の支給制度の対象となりますが、補装具は損なわれた身体機能等の補完、代替するもので、身体に装着して使用するものに限定され、電池等の消耗品の交換については対象としていないところです。

一方、身体障害者手帳を有しない、軽度・中等度の難聴児についても、幼児期などから補聴器をつけることで、周囲とのコミュニケーションや学習面などにおいて効果があるということが明らかになってきております。

このため、支給制度は国が所管していることから、県では、これまで、知事会等を通して、軽度・中等度の難聴児に対しても補聴器購入費の助成をするなど、制度の見直しを図るよう、国に対して提案を行ってきたところです。

しかしながら、国において、制度の見直しを図る動きがみえない、具体的には、今月公表された来年度の概算要求にも盛り込まれていないことから、県内の市町とも連携し、軽度・中等度の難聴児のいる家庭に対する補聴器購入費の助成について、検討して参りたいと考えております。

7 学校現場や教員の実情に係る積極的な情報公開について

(問)

「教員が、日々の報告書の作成に追われ、多忙でなかなか生徒と向き合えない」という声がよく聞かれるが、それを判断するために、教員には日々どのような報告をする義務があり、それを校長や教育委員会はどのように処理しているのかなどについて、もっと情報を公開して周知すべきである。

また、いわゆる「指導力不足教員」についても、その評価内容や、県全体の教員評価の実態について公開し、周知しなければ、指導力不足教員に対する県の取組への県民の理解は得られない。

更には、是正の徹底の風化を懸念する声も一部に聞かれる中で、公教育への信頼を確立するためにも、県民に届く積極的な情報公開が求められる。

様々な教育課題が山積する中、学校現場や教員の実情について、積極的に情報公開して県民に伝え、その理解を得ることは、更に厳しい目が注がれるという面だけでなく、学校や教員が信頼を得て守られる、ということにも繋がり、本県の教育の在り方を考える際には大変重要なことであると考え、教育長の所見を伺う。

(答)

本県においては、平成10年に当時の文部省から是正指導を受けて以降、県民から信頼される公教育の実現に向け、教育の中立性と公開性を柱として是正の徹底と教育改革を推進して参りました。

学校の実情や取組を教職員だけが知っているということではなく、保護者や地域の人に情報を積極的に公開し、理解を求めていくことが、県民の学校教育に対する信頼性を高めることにつながると考えております。

このため、「学校の情報公開に関するガイドライン」を策定し、全ての公立学校において、積極的に授業や行事などを公開し、学校と家庭、地域社会が連携して教育を推進する取組を進めて参りました。

また、全国に先駆けて学校評価制度を導入し、学校経営計画や学校経営目標の達成状況に係る評価結果を、保護者や地域住民、民生委員等の学校関係者に説明し、意見をいただくとともに、ホームページ等で公開しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、県民の信頼が得られるよう、教育の中立性と公開性を柱として、学校の実情を積極的に公開するように努めて参ります。

8 持続的な林業経営と木材利用の拡大について

(1) 持続的な林業経営について

(問)

県では、県産材の生産・利用の拡大に取り組んでいるが、次代を担う森林資源の造成が着実に進むのか、危惧を抱かざるを得ない。

このような中で、再植林を進めるには、公共建築物への県産材の積極的な利用促進を始めとした、木材の消費拡大策を講じることはもとより、森林所有者が将来に夢が持てるような森林施業の指針を早急に示すことが重要であると考えている。

県は、再植林を進めるには、低コスト植林・育林技術の確立が必要であるとして、昨年度、安芸高田市において、低コスト再造林実証事業を実施し、生育状況などの検証を行っているが、本県における適正な森林資源の管理を進める上で、現状をどう認識し、どう取り組んで行くのか、伺う。

(答)

本県の人工林の資源状況に見合った、持続的な林業経営を行うためには、計画的な伐採と再植林により、森林資源を適切に管理することが必要であると考えております。

木材価格が長期間低迷する中、伐採後の再植林を進めるためには、植林従事者の負担軽減やコスト縮減を図るなど、従来の植林方法を見直すことが、喫緊の課題となっています。

これらの課題を解消するため、低コスト再造林実証事業に取り組んでいるところでございます。

現時点で、この事業を検証したところ、

- ・植林準備の地ごしらえや苗木の運搬に、木材搬出に使用した機械を活用すること
 - ・1ヘクタールあたりの植栽本数を、3,000本から2,000本程度に削減すること
 - ・植林時期を選ばず、植え付けが容易で、初期成長が良いコンテナ苗を活用すること
- などにより、作業効率が高くなるものと考えております。

今後は、植林した苗木の成長の確認や下刈の手法の検討を行い、最適な育林技術を確立するとともに、新たな育林の方法を広く普及させ、持続的な林業経営を推進して参りたいと考えております。

(2) 公共施設などにおける木材利用の促進について

(問)

平成22年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体等の取組を促すことにより、国産材全体の需要拡大を図ろうとするものである。

本県においては、平成22年12月に、「広島県公共建築物等木材利用促進方針」を策定し、県の公共建築物の木造化や内装の木質化に向けた積極的な取組が行われている一方で、県内の市町におけるこの方針の策定は、全国に比べてかなり低調であると聞いている。

国、県、市町が一体となり、着実に、そして、効果的な公共建築物の木造化等を推進するためにも、市町の早急な方針策定が強く求められるところであるが、市町の方針策定について、県はどう認識し、今後、どう取り組んで行くのか、伺う。

(答)

県では、法律の施行後、直ちに木材利用方針を策定したうえで、全庁的な組織である木材利用推進会議を設置し、県が関与する公共建築物の木材利用に努めているところでございます。

一方、市町におきましては、保育所をはじめとする社会福祉施設や教育関係施設など、木造化に適する小規模・低層の公共建築物が多く建てられているため、市町での木材利用方針の策定が急務であると考えております。

これまで、市町を訪問し、市長や町長に対しまして、木材利用方針の意義を直接説明いたしますとともに、地域の林業・木材関係団体ともしっかり連携し、木材需要の拡大に取り組むよう、働きかけて参りました。

また、設計・発注を担う部署に対しましても、木造化等の判断基準や木材利用事例を紹介するなど、丁寧な支援を行ってきたところでございます。

現在木材利用方針を策定しておりますのは9市町でございますが、こうした取組を今後も引き続き行うことにより、今年度中に、すべての市町が木材利用方針を策定するよう、努めて参ります。

9 県道鞆松永線の慶応浜地区の道路整備について

(問)

福山市南部に位置する沼隈半島においては、鞆地区の知名度の上昇、「環境観光モデル都市づくり推進特区構想」に伴う戦略的な観光客誘致により、今後更なる観光客の増加が期待されている。

その際、山陽自動車道を利用して西側からアクセスする場合、そのルート上にある県道鞆松永線の柳津町「慶応浜橋」から金江町に至るまでの間、いわゆる慶応浜地区については、交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭く、歩道もないことから、交通の隘路となっており、従来から地域住民からもバイパスによる渋滞緩和と安全確保の必要性が強く指摘されてきたところである。

こうした地域住民の声や観光事業及び特区構想の戦略的推進の観点からも、可能な限り早急な対応が必要であると考えるが、県道鞆松永線の慶応浜地区の道路整備について、当局の認識と今後の方針について、伺う。

(答)

県道鞆松永線は、福山市鞆地区と松永地区を連絡する主要な幹線道路であり、尾道と鞆の浦とを結ぶ広域観光ルートとして観光振興を図る上でも重要な路線であります。

本路線の内、慶応浜橋から東側約1 km 区間の慶応浜地区においては、交通量が多い上、幅員が狭く、歩道も無いことから、交通のボトルネックとなっており、特に観光シーズンにおきましては、深刻な渋滞が発生しております。

このことから、道路整備計画2011に位置づけ、事業着手に向けたルート検討などの調査や、関係機関協議を行っているところでありまして、今後、地元への説明を行い、早期に事業着手ができれば、取り組んで参りたいと考えております。